

株式会社アイ・エックス・アイの民事再生手続開始申立てに対する当社見解

2007年1月22日

株式会社インターネット総合研究所

代表取締役所長 藤原 洋

去る1月21日に株式会社アイ・エックス・アイから民事再生手続開始申立てについての開示がなされましたが、この突然の事態に対する当社見解を述べさせていただきます。

本件は、同社の本年(2007年)1月4日発表の監理ポスト入り、1月19日発表の役職員による不正取引発覚、そしてこの度1月21日の民事再生手続開始申立て、保全管理命令の決定、という一連の事象の中で、特に同社株主に対する大きな損害を発生させることを決定的にしたものと受け取っております。

当社は、このような事態に対して、同社の株主として誠に遺憾であり、特に、この不正取引が、当社による子会社化以前から続いていたことが同社による調査から報告されております。このように、長期にわたって、不正取引を隠蔽した財務諸表の作成と株式市場への上場を継続させてきた責任の所在を徹底的に調査・解明すると共に、同社株主および当社株主の皆様を代表して損害賠償等の法的措置を講じる所存であります。

以上